

別紙第2

勧告

本委員会は、別紙第1における報告に基づき、教育職員の給与について、所要の措置を取られるよう次のとおり勧告する。

1 改定の内容

現行の教育職給料表(二)及び教育職給料表(三)を別記第1のとおり改定すること。

新給料表への切替えは、別記第2の切替要領によること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。